

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

島原市のハザードマップによると、当会が立地する地域では二級河川「大手川」において洪水浸水想定区域が指定されており、市役所周辺の半径200mほどの範囲で浸水深は1m未満である。

(土砂災害：ハザードマップ)

島原市のハザードマップによると、市内には土砂災害警戒区域が45か所指定されており、急傾斜地に由来する箇所が35か所市内に点在するが、土石流に由来するものは眉山の溪流の下流域に多く見られる。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションマップの防災地図によると、今後30年間で震度5以上の地震は68.8%以上、震度6以上の地震は12.0%の確率で発生すると予想されている。

活断層に関しては、平成14～16年度に実施された「雲仙活断層群調査」により陸域及び海底に多くの活断層が分布していることが確認されており、大地震の引き金となりうる。

(高潮災害)

島原市における高潮災害としては、最近において平成24年9月に台風16号の通過に伴い発生し、人的被害は無かったものの、床上浸水69棟、床下浸水188棟をはじめ水産施設、農業施設、商工業関連施設等で被害が発生した。

(溶岩ドームの崩壊)

平成2年11月17日、雲仙岳は約200年ぶりに噴火活動を再開し、平成3年5月20日に溶岩ドームが出現した。噴火活動は、現在終息しているが、雲仙岳平成新山山頂部には1億m³の溶岩ドームが不安定に堆積しており、地震や降雨等による崩壊が懸念されている。

(眉山の崩壊)

1792年5月に発生した眉山崩壊では、大量の土砂が有明海に落ち込み、「島原大変肥後迷惑」と言われるように津波災害が起こった。島原市では、平成6年3月に眉山崩壊に伴う災害予想範囲を検討しており、検討結果を踏まえた避難対策を推進している。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

・商工業者数 2,299人 ・小規模事業者数 1,849人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商 工 業 者	製 造 業	154	124	市内に分散、沿岸部に多い
	建 設 業	232	218	郊外に比較的多く、市内に分散
	小 売 業	946	719	市内に広く分布し、市街地に集積
	卸 売 業	154	90	郊外に比較的多く、市内に分散
	サービス業	610	524	市内に広く分布
	そ の 他	203	174	駅・港近辺に比較的多く、市内に分散

※「平成28年経済センサスー活動調査」(総務省)を基に作成

(3) これまでの取組

1) 島原市の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施、防災備品の備蓄

2) 有明町商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCPに関するセミナーの開催
- ・長崎県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品(スコープ、懐中電灯、非常食等)を備蓄
- ・島原市が実施する防災訓練への参加及び協力

3) 島原商工会議所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・島原市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、防災・減災に関する取組について、実施ができていない。

また、緊急時の取組についても漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える有明町商工会、ならびに島原商工会議所職員が不足している。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスク、及び感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、有明町商工会、島原商工会議所、島原市との間における被害情報報告・共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

有明町商工会、島原商工会議所、島原市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する

< 1. 事前の対策 >

- ・有明町商工会、島原商工会議所、島原市の協働実施体制を確認し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回および窓口経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害

保険の概要の紹介等を行う。

- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・有明町商工会 平成25年1月に危機管理マニュアルを作成済み
- ・島原商工会議所 令和 3年2月に事業継続計画を作成済み

3) 関係団体等との連携

- ・連携している損保会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況について、巡回および窓口経営指導時に確認する。
- ・必要に応じて有明町商工会、島原商工会議所、島原市との間で、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5弱の地震）が発生したと仮定し、島原市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況）等を有明町商工会、島原商工会議所、島原市で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・有明町商工会、島原商工会議所、島原市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する、等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、有明町商工会、島原商工会議所、島原市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回連絡する
1週間～2週間	1日に1回連絡する
2週間～1ヶ月	2日に1回連絡する
1ヶ月以降	1週間に1回連絡する

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、島原市の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決める。
- ・有明町商工会、島原商工会議所、島原市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・有明町商工会は、共有した情報を長崎県商工会連合会へ報告する。
- ・島原商工会議所、島原市は、共有した情報を、長崎県が指定する方法（「長崎県における中小企業関係被害状況報告について（通知）」令和元年8月28日産政第79号）により、長崎県へ報告する。また、島原商工会議所は必要に応じて、長崎県商工会議所連合会にも報告を行う。

＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

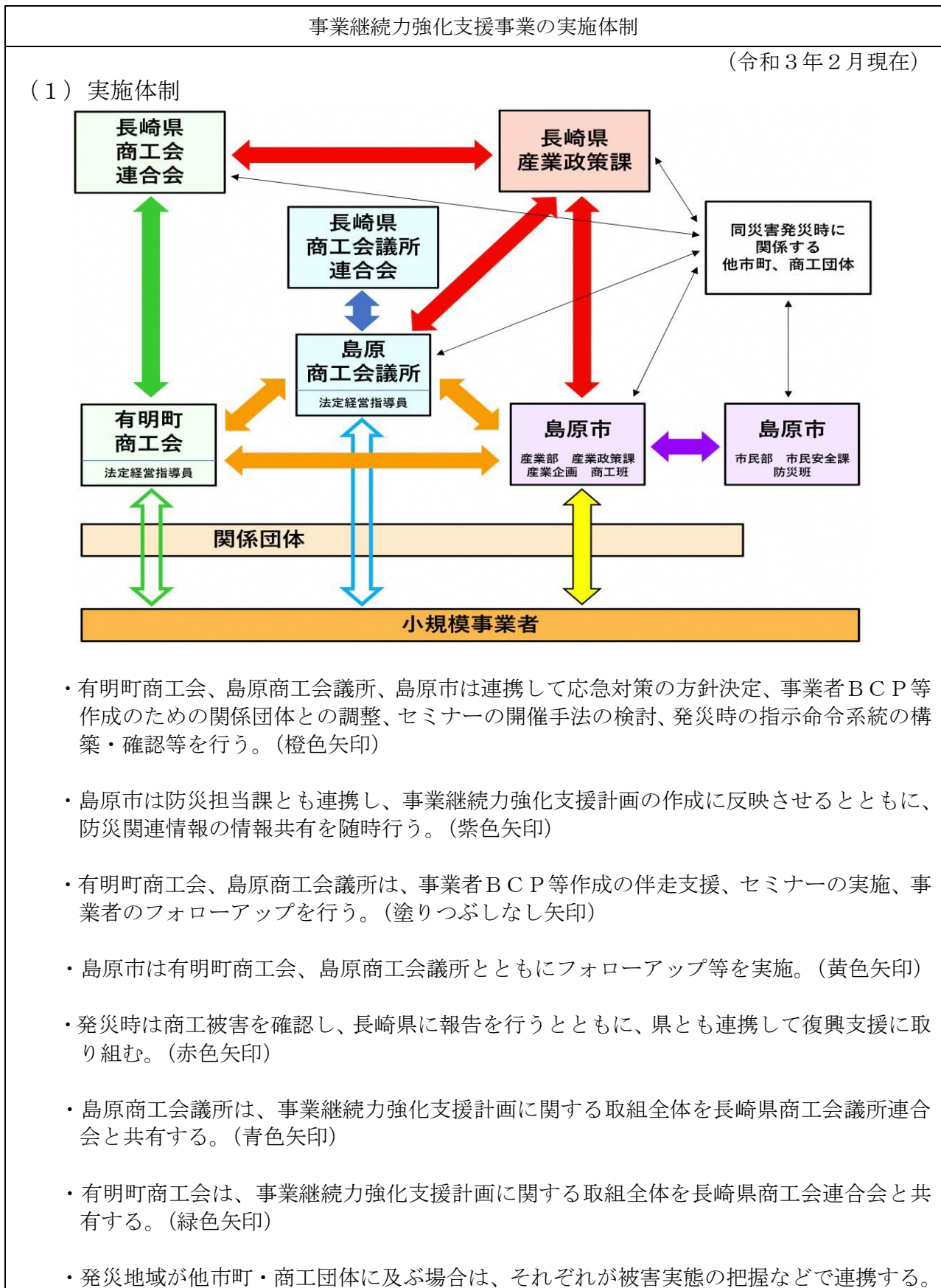
- ・相談窓口の開設方法について、島原市と相談する。（有明町商工会、島原商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

＜5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・長崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣を長崎県等に相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

有明町商工会 森山 倫利 (連絡先は後述(3)①参照)

島原商工会議所 池田 健二 (連絡先は後述(3)②参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①有明町商工会

〒859-1415 長崎県島原市有明町大三東戊1 4 2 7 番地3

TEL : 0957-68-0255 / FAX : 0957-68-0223

E-mail : ariake@shokokai-nagasaki.or.jp

②島原商工会議所

〒855-8550 長崎県島原市高島二丁目7 2 1 7 番地

TEL : 0957-62-2101 / FAX : 0957-62-2393

E-mail : info@shimabara-cci.or.jp

③島原市

〒855-8555 長崎県島原市上の町5 3 7 番地

TEL : 0957-63-1111 / FAX : 0957-64-5525

E-mail : info@city.shimabara.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県に報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100
・会報作成費、発送費等	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、島原市補助金、長崎県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等